

未来を担う 子どもたちの学びを応援します!

経済的な理由から子どもが学ぶことを諦めることがないよう、無料の学習支援を行っています。併せて生活の相談などもお受けしています。なお、学習支援の併用はできません。

新型コロナウイルス感染症の状況などにより、内容の変更や休止する場合があります。

子どもの学習・生活支援事業

学集会

圏福祉総合課くらしの相談係
(☎5722-6840)



◀めぐろくらしの相談
窓口キャラクター
「ききとりくん」

生活にお困りの世帯の中学・高校生を対象にした学習支援です。学校の補習やテスト勉強、中学3年生対象の高校受験対策講習のほか、夏・冬期は特別講習も実施します。申し込み方法など詳細は、お問い合わせください。

就学援助受給世帯の中学3年生は、7/31までに、別途書類の提出が必要なため、早めにお問い合わせください。

また、養育に関する保護者の相談も随時受け付けています。気軽にご相談ください。

対象 都や他の区市町村が実施する学習支援を受けていない区内在住世帯
※ほかにも要件あり

学習形式	対象	日程	時間	会場	定員
個別指導塾型	就学援助受給世帯の中学3年生 生活にお困りの世帯の中学・高校生	毎週火・水曜日(祝・休日を除く)	18:00~20:00	総合庁舎会議室(ほか)	各20人

ひとり親家庭学習事業

めぐろ子ども未来応援塾



◀ひとり親家庭
学習支援事業
キャラクター
「めぐろ先生」

圏子ども家庭支援センター
ひとり親・生活支援係
(☎5722-9862)

ひとり親家庭の小学4年~高校生を対象にした学習支援です。大学生や社会人のボランティアが、学習習慣の定着、基礎的な学力の向上を図るための学習指導をします。申し込み方法など詳細は、申込書(総合庁舎本館6階子ども家庭支援センターで配布)をご覧ください。また、子どもの心に寄り添った生活支援も行います。

対象 次のすべてを満たす、区内在住のひとり親家庭の子ども
●児童扶養手当受給または所得がこれに相当する世帯
●学習塾・家庭教師・通信教育などを利用していない
●都や区市町村が実施する他の学習支援を受けていない

申込期限 7/16(必着)

学習形式	対象	日程	時間	会場	定員※
個別指導塾型	小学4~6年生	8/6~3年3/11の木曜日(月4回程度。全40回)	16:30~18:30	区内施設(不動前駅下車10分)	10人
	中学・高校生		19:00~21:00	男女平等・共同参画センター(中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)	25人
家庭教師型	小学4年~中学生	8月上旬~3年3月で月4回程度(全40回)	1回2時間以内	対象者の自宅(保護者が在宅中に実施)	15人

※面談のうえ、決定

申込書を郵送します 電話、ハガキ・FAX(めぐろ子ども未来応援塾申込書希望と明記し、住所、氏名、電話を記入)で、子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係(〒153-8573目黒区役所<住所不要>、☎5722-9862、☎5722-9684)へ

ひとり親家庭を支援します

圏子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係(☎5722-9862)

ひとり親家庭のかたが自立できるよう、仕事と子育ての支援を行っています。このほかにもさまざまな支援があります。ひとりで悩みを抱え込まず、まずは気軽にご相談ください。



ひとり親家庭の仕事を応援するための給付金があります

ひとり親家庭の就労や資格取得を支援する制度です。区内に住民登録があり、20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭の親が対象です。受講の必要性や資格取得見込みなどを審査するため、講座・養成機関を決める前にご相談ください。

受講料の一部を支給して就労を応援

自立支援教育訓練給付金

対象講座 雇用保険法の一般教育訓練給付金の指定訓練講座ほか

対象 次のすべてを満たすかた

- 児童扶養手当を受給または同等の所得水準にある
- 就業経験、技能・資格の取得や労働市場の状況などから判断して、教育訓練を受けることが就職に必要と認められる
- 過去に訓練給付金(類似制度を含む)を受けていない

支給額 受講料の60%を支給(12,001円~20万円)

生活費の負担軽減で資格取得を応援

高等職業訓練促進給付金

対象資格 看護師・准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、介護福祉士、社会福祉士、保育士、美容師、理容師、製菓衛生師、調理師

対象 次のすべてを満たすかた

- 児童扶養手当を受給、または同等の所得水準にある
- 対象資格取得のための養成機関で1年以上の課程を修業し、資格取得が見込まれる
- 就業・育児・修業の両立が困難と認められる
- 過去に訓練促進費(類似制度を含む)を受けていない
- 当該資格取得により自立が見込める

支給期間 修業の全期間(上限4年)

支給額 月額70,500円(住民税非課税者は月額10万円)

※修業期間の最後の12カ月は4万円増額

生活に必要な資金をお貸しします

母子及び父子福祉資金(都)

ひとり親家庭のかたが経済的に自立し、安定した生活を送るための資金を、無利子または低利子で借りることができます。貸し付けの種類・内容により、貸付限度額や据え置き期間などが異なります。申請手続きから貸し付けまで1カ月以上かかるため、早めにご相談ください。詳細はお問い合わせください。

対象 都内に引き続き6カ月以上居住する区内在住者で、20歳未満の子どもを扶養するひとり親家庭の親ほか

子どもの保育が困難なときにご利用ください

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

仕事や職業訓練・求職活動、傷病、介護などで保育が難しい場合に、ホームヘルパーを低額で利用できます。

対象 区内在住で、次のすべてを満たすひとり親家庭の親

- 小学6年生以下の児童を扶養している
- 児童育成手当を受給している

※ほかにも要件あり

費用 1時間につき300円(生活保護受給者は無料)

利用時間 1回につき2時間以上(月40時間以内)

※保育園や学童保育クラブが利用可能な時間は対象外

※日常的な子どもの世話にかかわる援助に限る

母子の自立に向けた支援を受けることができます

母子生活支援施設

区内在住の母子家庭(子どもが18歳未満)のかたで、子どもの養育や自立した生活が困難な場合に入所できる施設があります。窓口で養育や生活状況などについて伺い、審査のうえ決定します(所得に応じた負担あり)。詳細はお問い合わせください。